

後期高齢者医療制度のお知らせ

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

●効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

●価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

●お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601

ご存じですか？『国民年金基金』

国民年金基金は自営業者の方等、国民年金の第1号被保険者の方がより豊かな老後を過ごすことができるよう、掛金を支払う事で、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せした年金を受け取る事ができる公的な年金制度です。

国民年金基金に加入できる方は、いずれの条件も満たしている方です。

- 20歳から60歳未満の方
- 国民年金保険料を納めている方（農業者年金加入者を除く）
※国民年金保険料を免除申請されている方は加入できません。
- 道内に住民票のある方
※国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も加入できます。

..... こんなメリットがあります

- ①掛金は全額所得控除の対象となります。
- ②加入したときに将来受取れる年金額がわかりますので、自分に合わせた年金設計ができます。
- ③保証付に加入した方が保証期間内に亡くなられた場合は、遺族の方に一時金が支給されます。

詳細・お問い合わせは「全国国民年金基金北海道支部」
☎0120-65-4192

令和元年度（平成31年度）町道民税の配偶者控除額・配偶者特別控除額が変わります。

平成30年度

配偶者控除		一般	33万円
		老人	38万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額	
	38万円超45万円未満	33万円	
	45万円以上50万円未満	31万円	
	50万円以上55万円未満	26万円	
	55万円以上60万円未満	21万円	
	60万円以上65万円未満	16万円	
	65万円以上70万円未満	11万円	
	70万円以上75万円未満	6万円	
	75万円以上76万円未満	3万円	
	76万円以上	0円	

令和元年度（平成31年度）

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
		一般	33万円	22万円	11万円
配偶者控除	老人	38万円	26万円	13万円	
	所得金額	控除額			
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円以上	0円	0円	0円	

■お問い合わせ 財政課税務グループ

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

★有料広告

菓処

あまのかわ

上ノ国産のあんぱん！食べてみたいありませんか？

『菓処あまのかわ 新商品』 あんこがたっぷり入った和菓子屋のあんぱん！

添加物不使用！ しっとり食感！是非一度ご賞味ください。

☎0139-55-3955（道の駅もんじゅ内）



土日限定商品

年金相談のご案内 （完全予約制）

★開設日時：6月18日（火）10時～12時・13時～15時30分 ★予約締切：実施日の5日前（土日祝除く）
★相談場所：江差町役場 ★予約先：江差町役場 健康推進課 国保医療係 ☎0139-52-6725